

保険料(第1号被保険者)の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2種類です

特別徴収

4月1日現在、老齢・退職年金、障がい年金、遺族年金(老齢福祉年金は除く)を年額18万円以上受給している方

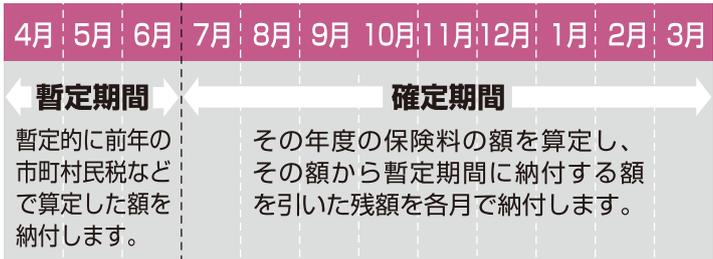
支給される年金から保険料が差し引かれること。



普通徴収

4月1日現在、老齢・退職年金等の受給額が年額18万円未満の方など

送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストア等で個別に納付。(納付には口座振替が便利です。)



例えば、5月に被保険者になられた場合



※年金を年額18万円以上受給している場合でも、年金の支給停止で特別徴収が中止されたときや年度途中で保険料額や年金額が変更になったときは、普通徴収となります。

※被保険者が特別徴収か普通徴収かを選択することはできません。

保険料(第1号被保険者)の決定通知について

特別徴収(年金からのお支払い)の方

- 当年度の市町村民税等を用いて、年額保険料を算定し、10月・12月・2月に特別徴収される保険料額および翌年度の4月・6月・8月(翌年度仮徴収額)に特別徴収される保険料額を7月中旬に通知します。
- なお、4月・6月・8月分の上期の保険料額と10月・12月・2月分の下期の保険料額に大きな差が生じる場合は、1回にお支払いしていただく保険料額が同じくらいの金額になるよう、6月・8月分の保険料額を変更して、4月中旬に通知します。

普通徴収の方

- 毎年4月に、前年度の市町村民税等を用いて仮に計算(仮算定)し、4月中旬に年額保険料を通知します。
- 当年度の市町村民税等で再計算し、保険料額・徴収方法等に変更がある場合には、再度7月中旬に「変更決定通知書」を送付します。なお、保険料額・徴収方法等に変更がない場合は、改めて通知書は送付しません。

- 年度途中で保険料段階が変更となった方、普通徴収から特別徴収へ徴収方法等が変更された方には、改めて保険料変更決定通知書を送付します。